

第10章 手回り品

(手回り品および持込禁制品)

第307条 旅客は、第308条に規定するところによって、その携帯する物品を、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次のいずれかに該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表第4号に掲げるもの（以下「危険品」という。）および他の旅客に危害をおよぼすおそれがあるもの
- (2) 刃物（他の旅客に危害をおよぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）
- (3) 暖炉およびこんろ（乗車中に使用するおそれがないと認められるものおよび懐炉を除く。）
- (4) 死体
- (5) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひなおよび魚介類で容器に入れたもの、第308条第3項に規定する身体障害者補助犬もしくは盲導犬または同条第4項の規定により持ち込みの承諾を受けた動物を除く。）
- (6) 不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの
- (7) 車両を破損するおそれがあるもの

注1 別表第4号に定める適用除外の物品および第3号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。

- 2 前項ただし書第1号または第2号の規定による物品の車内への持ち込みの防止その他車内および乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。
- 3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。
- 4 第2項または前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列

車に乗車できないとき（第1項ただし書きに定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第282条第1項第1号イ、ロおよびハのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。

- 5 第2項および第3項の規定による手回り品の内容の点検の求めおよび協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。
- 6 前項の場合、旅客に対し、車内または乗降場からの退去を求めることがある。

注2 別表第4号は、危険品の品目、適用除外の物品に関する規定である。

（無料手回り品）

第308条 旅客は、携帯できる物品であって、列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3辺の最大の和が、250cm以内のもので、その重量が30kg以内のものを無料で車内に2個まで持ち込むことができる。ただし、長さ2mを超える物品は車内に持ち込むことができない。

- 2 旅客は、前項の規定する制限内であっても、自転車およびサーフボードについては、次の各号の1に該当する場合に限り、無料で車内に持ち込むことができる。

(1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したものまたは折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの

(2) サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの

- 3 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、次の各号の1に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。

(1) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第16条第1項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第12条に規定された表示を行ない、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。

(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネス（引具）をつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

4 旅客は、小犬・猫・はとまたはこれに類する小動物（猛獣および蛇の類を除く。）で、次の各号に該当するものは、無料で車内に持ち込むことができる。

(1) 他の旅客に危害をおよぼし、または迷惑をかけるおそれがないと認められるものであって、3辺の最大の和が、120cm以内の専用の容器に収容したもの

(2) 専用の容器に収容した重量が10kg以内のもの

注 旅客が、自己の身の回り品として携帯するかさ・つえ・ハンドバッグ・ショルダーバッグ等は、第1項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。

第309条～第311条の3 削除

（持込禁制品または制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置）

第312条 旅客が、第307条第1項ただし書の規定によって車内に持ち込むことのできない物品、または第308条の規定による持込制限をこえる物品を、社の承諾を受けずに車内に持ち込んだときは、その物品および旅客を最近の駅に下車させ、乗車券は、第165条の規定により、その後の乗車については無効として回収する。

（持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置）

第313条 旅客が、第307条第1項ただし書第1号から第6号までの規定による物品を車内に持ち込もうとした場合は、前条の規定を準用することがある。

(旅客運送のともなわない物品を持ち込んだ場合の処置)

第314条 旅客運送のともなわない物品を、手回り品のように装う等の手段によって物品の無賃運送を図ったときは、無賃運送を図った者に対し、その物品の運送区間について、第312条の規定を適用する。

注 第312条は、持込禁制品を持ち込んだ場合の処置に関する規定である。

(手回り品の保管)

第315条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

第316条 削除